

繰越制度の概要

1. 繰越制度とは
2. 繰越制度の概要
3. 繰越事由の分類
4. 繰越要件の確認
5. その他留意事項

平成27年12月
独立行政法人日本学術振興会 研究事業部研究助成第一課

1. 繰越制度とは

- 科学研究費補助金による事業のうち、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由により年度内に完了することが困難となった補助事業について、文部科学大臣を通じて財務大臣の承認を得た上で、当該補助金の全部又は一部を翌年度に繰り越すことができる制度です。
- 翌年度に繰り越すことができるのは、計画の変更等に伴い当該年度中に使用することができなかった補助金です。
例えば、計画の終了後に余った補助金(余剰金)は、繰越しの対象にはなりません。

2. 繰越制度の概要

毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。（会計年度独立の原則）

* しかし、計画の進捗は、補助事業者の努力だけでコントロールできるものでない。

例えば、

- ・ 研究を進めていく途中での思わぬ実験結果や想定外の問題発生
- ・ 地震や豪雨等の災害、研究協力者の状況変化、研究機器等の不調など

このようなやむを得ない事由により、補助事業を年度内に完了することができない場合に未使用の研究費を翌年度へ繰り越すことができる制度 ⇨ 繰越制度

科学研究費補助金の繰越制度は会計年度独立の原則の例外として認められている。

制度の活用促進

- 研究現場の実態に即した効率的・効果的な使用
- 柔軟な使用



- 会計期間逸脱等の制度の認識不足による不用意なルール違反の防止
- 架空請求による預け金などの不正使用の防止

3. 繰越事由の分類

繰越しの対象となるのは、以下の6つの繰越事由のいずれかに該当し、かつ次頁の繰越要件に合致する研究課題です。

1. **(⑦ア) 研究に際しての事前調査の困難**

想定外の事由により、事前調査の見直しなどが必要な場合

2. **(⑦イ) 研究方式の決定の困難**

想定外の事由により、新たな研究方式を採用することが必要となった場合

3. **(①エ、①キ) 計画に関する諸条件**

予期せぬ問題が発生し、解決するまで、研究の延期が必要となった場合

例：研究協力者（機関）の事情、学会等の事情、機器の故障等

4. **(⑥オ) 資材の入手難**

予期せぬ外的要因により、計画通りに研究用資材を入手できなくなった場合

5. **(⑧) 相手国の事情**

研究に関係する相手国における想定外の事情により、当初計画を延期又は中断することが必要となった場合

6. **(③ア、③イ、③ウ、③エ) 気象の関係**

豪雨や豪雪などの例年とは異なる気象条件により当初計画を延期又は中断することが必要となった場合

※ 記号は、財務省の分類による。

※※ 詳細は別紙2「繰越事由一覧」を参照してください。

4. 繰越要件の確認

繰越制度は会計年度独立の原則の例外として財務大臣の承認を必要とするため、以下の要件を全て満たさなくてはなりません。

(×で記載している事項に当てはまる場合は繰越要件に該当しません。)

①当初計画の内容と時期は明確であるか？

× 当初から当該年度中に完結しないことが明らかなもの

②繰越事由の発生した時期はいつか？

× 交付決定時には既に発生・判明していた

③当初計画では予想し得なかったものか？

× 補助事業者の自己都合

× 事前の調整不足や甘い見込みの計画、当初から容易に予想される事由

④計画の見直し、繰越しが不可欠であるか？

× 当該年度中に再調整を検討していない

× 当該年度中に再調整が可能

⑤計画の見直しの具体的内容、見直し期間が明確化されているか？

× 全く異なる目的への変更

× 不合理な変更

× 翌年度中に事業が完結することが未確定

5. その他留意事項

- 研究期間の初年度や最終年度であっても、繰越事由に該当すれば、繰越しは可能です。
- 繰越(翌債)は、「当該年度の補助事業を、翌年度まで延長して」行うことになります。
従って翌年度は、同一の研究課題であっても、前年度から繰越しが認められた補助金と当該年度の補助金は、別々の補助事業であるため、両者を合算して使用することはできません。
- 繰り越された研究費は、原則として翌々年度に再度繰り越すことはできません。
- 産前産後の休暇、育児休業により研究を中断し、翌年度以降に再開しようとする場合は、「育児休業等による中断」の制度をご利用いただくことになります。